

独立行政法人日本学生支援機構 第4期中期目標変更 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 ～3（略）</p> <p><u>4 情報システムの適切な整備及び管理</u></p> <p><u>情報システムの整備及び管理については、利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が</u></p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 ～3（略）</p>

変更案	現 行
<p data-bbox="107 188 1097 319"><u>実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p data-bbox="107 387 528 416">V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p data-bbox="107 485 553 513">VI その他業務運営に関する重要事項（略）</p> <p data-bbox="107 582 389 611">5 人事に関する計画（略）</p>	<p data-bbox="1124 387 1545 416">V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p data-bbox="1124 485 1516 513">VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p data-bbox="1124 582 1279 611">1～4（略）</p> <p data-bbox="1124 679 1352 708">5 人事に関する計画</p> <p data-bbox="1124 730 2119 810">機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</p>